

全体説明

本県道徳教育の推進状況と今後の方向性



平成30年2月9日(金)
広島県庁本館6階 講堂

主な内容

- 指導計画の作成
- 道徳科における評価
- 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善
- 文部科学省委託「道徳教育改善・充実」総合対策事業

2

道徳科の目標

新

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、**よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため**、**道徳的諸価値についての理解を基に**、**自己を見つめ**、**物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え**、**自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して**、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。**

「新 小・中学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳」

3

内容

小

- A 主として自分自身に関すること**
[善悪の判断, 自律, 自由と責任][正直, 誠実][節度, 節制]
[個性の伸長][希望と勇気, 努力と強い意志][真理の探究]
- B 主として人との関わりに関すること**
[親切, 思いやり][感謝][礼儀][友情, 信頼][相互理解, 寛容]
- C 主として集団や社会との関わりに関すること**
[規則の尊重][公正, 公平, 社会正義][勤労, 公共の精神]
[家族愛, 家庭生活の充実][よりよい学校生活, 集団生活の充実]
[伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度][国際理解, 国際親善]
- D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること**
[生命の尊さ][自然愛護][感動, 畏敬の念][よりよく生きる喜び]

4

内容

中

A 主として自分自身に関すること

[自主, 自律, 自由と責任] [節度, 節制] [向上心, 個性の伸長]
[希望と勇気, 克己と強い意志] [真理の探究, 創造]

B 主として人との関わりに関すること

[親切, 思いやり] [礼儀] [友情, 信頼] [相互理解, 寛容]

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神, 公德心] [公正, 公平, 社会正義] [社会参画, 公共の精神]
[勤労] [家族愛, 家庭生活の充実] [よりよい学校生活, 集団生活の充実]
[郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度]
[我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度] [国際理解, 国際貢献]

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ] [自然愛護] [感動, 畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

5

内容項目数

小

[第1学年及び第2学年]

16



19

[第3学年及び第4学年]

18



20

[第5学年及び第6学年]

22



22

中

[中学校]

24



22

6

いじめに関する内容の充実

小・中学学習指導要領の改訂により, 道徳科の内容の示し方について, **いじめ問題への対応の充実**や発達の段階をより一層踏まえた**体系的**なものに改善し, 小学校では,

第1・2学年に「**個性の伸長**」, 「**公正, 公平, 社会正義**」, 「**国際理解, 国際親善**」を,

第3・4学年に「**相互理解, 寛容**」, 「**公正, 公平, 社会正義**」, 「**国際理解, 国際親善**」を,

第5・6学年には「**よりよく生きる喜び**」の内容項目を追加した。

体系的とは: 系統的, 統一的

7

指導計画の作成

8

道徳教育の全体計画

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童(生徒)、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(第1章総則 第6の1の後段)

道徳教育全体計画の別葉

全体計画を一覧表にして示す場合は、必要な各事項について文章化したり具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。

例えば、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

別葉(例)

○道徳の時間と各教科等ごとに、道徳教育に関わる内容及び時期を示した例(小学校第5学年)

学校教育目標、道徳教育の重点目標、学年重点目標を踏まえた別葉

学校教育目標
すずんで みたえ みかき のびる
～社会の変化に対応できる心豊かでたくましい子供の育成～

道徳教育の重点目標
○友達よさを見つけ、自ら進んで一緒に働き・遊び・学ぶ子供を育てる。
◎夢をもち、自ら進んで正しく生きようとする子供を育てる。
○身の回りに目を向け、甲斐よさを見つけ自ら進んで表現できる子供を育てる。

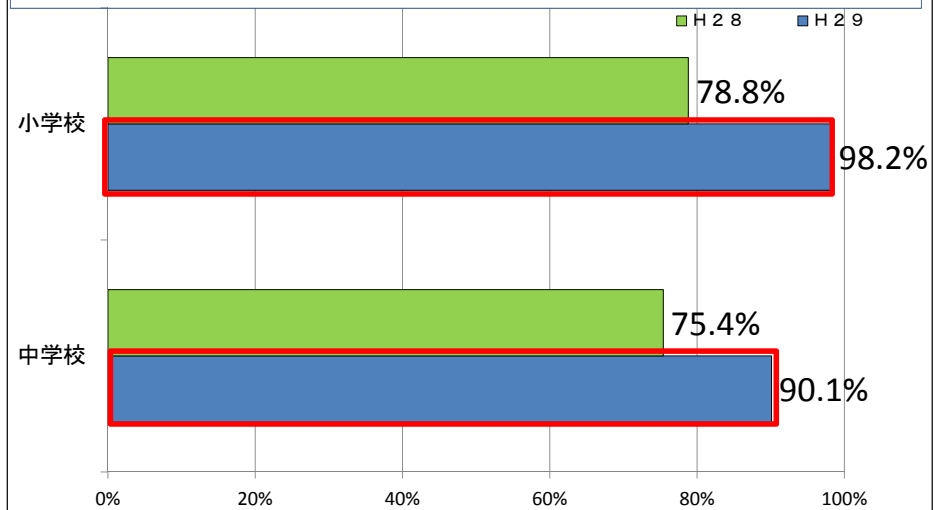
【学年重点目標】 ○友達と互いに信頼し、学び合って友情を築き、異性についても理解しながら、人間関係を築いていく。【(10)友情 信頼】
◎情に對しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努める。【(11)公正 公平、社会正義】
○伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつ。【(17)伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度】

月ごとに

	4月	5月	6月	7月	9月	
道徳の時間	いつも全力でA希望 オーストラリア で学んだことB礼 儀 遠足の子どもの ちA善悪	友の命B友情 流行おくれA節度 見えた答案A正直	天からの手紙A真理 きまりは何のため にC規則 たったひとつのた からものD生命 ーふみ十年D自然	ちんもくのメッ セージC伝統 母の退院C家族 崩れたマイケルC 公正	父の仕事(電車の 運転士)C勤労 ペーターベン A希望 わたしのボラン ティア体験C勤労	心 機で村 里打世 (ロイ)
学校行事等	入学式B礼儀 始業式A希望 交通安全教室A節度 ★遠足B友情C規則	★運動会C公正B友 情	新体力テストA希望 プール開きA希望	★ふれあい交流会C伝 統 終業式A正直 ★宿泊体験活動B友情C 学校 ★水泳記録会C公正	始業式A希望 社会見学C規則D生 命	防 ★
児童会活動	児童総会C勤労 1年生を迎える会 B友情		平和について考 えようD生命	遊び集会B友情	児童会役員選挙C 公正C学校	児 童
特別活動 (学級活動)	学級開きA希望 班や係を決めよう C学校 満足に向けてB友 情C規則	給食当番B友情 運動会の目標A希 望C学校 手洗いの大切さA 節度	水泳A希望C規則 委員会活動につ いてC学校 宿泊体験活動に 向けてB友情C学 校 むし菌予防 A節度	夏休みの生活 A節度C家族 1学期のまとめ A正直 よりよいくらし C学校	2学期の目標 A希望 班と係の編成 C学校 どんな食べ方が いいのかな A節度	学 規大 A運 A節

11

各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理した別葉等を作成している学校数



各市町教育委員会による各校の取組状況調査(広島市を除く)

年間指導計画

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。

具体的には、道徳科において指導しようとする内容について、児童の実態や多様な指導方法を考慮して、学年段階に応じた主題を構成し、この主題を年間にわたって適切に位置付け、配列し、学習指導過程等を示すなど授業を円滑に行うことができるようにするのである。

『小学校学習指導要領解説『特別の教科 道徳編』「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」第1節

年間指導計画

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童(生徒)や学校の実態に応じ、2学年間(3学年間)を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

<道徳科の年間指導計画(例)>

小学校第5学年 年間指導計画

学年の基本方針	学年の基本方針		1 身近な集団の中で自分の役割と責任を主体的に果たせるようになる。 2 教材中の特定場面や状況を自分との関わりで考え、自分の生き方についての自覚を深めさせる。		ア 指導の時期 (回・月・週)		
イ 主題名	回	1	月	4	週	2	内容項目
	主題名	節度ある生活		内容項目		節度、節制A(3)	
	教材名	流行おくれ		出典		文部省 読み物資料 「主として自分自身に関すること」	
エ 教材名 (出典)	主題構成の理由		生活を振り返り、自ら節度を守り、節制に心掛けることについて、主人公を通して考える。				オ 主題構成の理由
	ねらい		生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り、節制に心掛けるようとする態度を育てる。				ウ ねらい
カ 学習指導過程	学習指導過程		1 児童の流行に関することについて話し合う。 2 教材「流行おくれ」を読んで話し合う。 (1) みどりと社会科見学の服装についての話をする真由美は、どんな気もちだったか。 (2) 母にたしなめられた真由美は、どんなことを考えたか。 (3) わたるに「ゲームの本を返して」と言われた真由美は、どんな気もちだったか。 (4) シーンとして自分の部屋を見回す真由美は、どんなことを思っていたか。 3 節度節制について、心掛けている事柄や実行している事柄の話を合意を通して、自分の生活を考える。 4 生活習慣について、教師が目ざろ努力していることの話を聞く。				
振り返り	他の教育活動との関連		学習規律の指導(常時)、学級活動(2) 基本的な生活習慣の形成				
	振り返り						
	備考						キ 他の教育活動との関連

補助教材使用時の留意点

教科用図書以外の教材を選定する場合には、児童(生徒)の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであり、多様な見方や考え方で深く考えることができるものなど、児童(生徒)の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として検討することが重要である。

補助教材を使用することにより、指導する内容項目に漏れがないかを確認する必要がある。

学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)(平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知)[抄]

1. 補助教材の使用について

- (1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材(補助教材)で、有益適切なものは、これを使用することができること(学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条)。
- なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。
- (2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

- (1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。
- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
 - ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
 - ・ 多様な見方や考え方ができる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。
- (2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。
- (3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項)、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。
- ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。
- なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

質の高い多様な指導方法の例示

・読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習

教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道徳的諸価値の理解を深めること

・問題解決的な学習

児童生徒の考えの根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること

・道徳的行為に関する体験的な学習

疑似体験的な活動(役割演技など)を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと

中央教育審議会答申(平成28年12月21日)

質の高い多様な指導方法の例示

これらは多様な指導方法の一例であり、それぞれが独立した指導の「型」を示しているわけではない。

道徳科における具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るもの

学習指導過程や指導方法の工夫の配慮事項

児童(生徒)の発達の段階や特性等を考慮し、**指導のねらいに即して**、**問題解決的な学習**、**道徳的行為に関する体験的な学習**等を**適切に取り入れる**など、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の**意義などについて考える**ことができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

「小・中学校学習指導要領解説『特別の教科 道徳編』」第3章
「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2

道徳科における評価

21

道徳教育における評価の意義

教師

教師が指導の目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料となるもの

児童生徒

自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくもの

指導に生かされ、児童生徒の成長につながる評価でなくてはならない。

指導と評価の一体化

22

道徳科の評価の基本的態度

道徳科は、道徳教育の目標に基づき、各教科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって**道徳性を養うことがねらい**である。

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲及び態度を諸様相とする内面的資質である。このような道徳性が養われたか否かは、**容易に判断できるものではない**。

しかし、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その**学習状況**や**成長の様子**を適切に把握し、**評価することが求められる**。

「小・中学校学習指導要領解説『特別の教科 道徳編』 第5章 第2節 道徳科における児童(生徒)の学習状況及び成長の様子についての評価」

23

これまで行ってきた道徳教育の評価

評価の公的な文書である「指導要録」の場合

行動の記録

- ◇基本的な生活習慣
- ◇健康・体力の向上
- ◇自主・自律
- ◇責任感
- ◇思いやり・協力...

十分満足できる状況にあると判断される場合に**○印を付ける評価**

総合所見及び指導上参考となる諸事情

児童生徒の成長の状況を総合的に捉え、**記述する評価**

教育活動全体で見られた児童生徒の道徳的な行為の評価

24

新たに加わる道徳科の評価

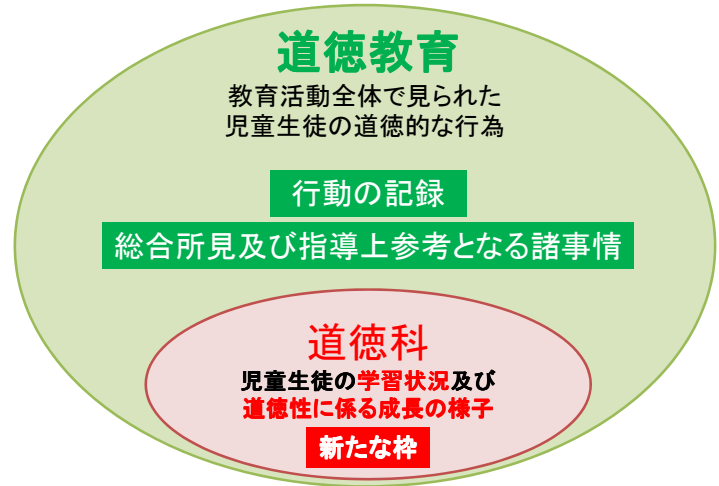
道徳科の授業で見取る児童生徒の評価

児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4

道徳教育と道徳科の評価

評価の公的な文書である「指導要録」の場合



様式2 (指導に関する記録) 小学校児童指導要録 (参考様式) (イメージ) 別紙3

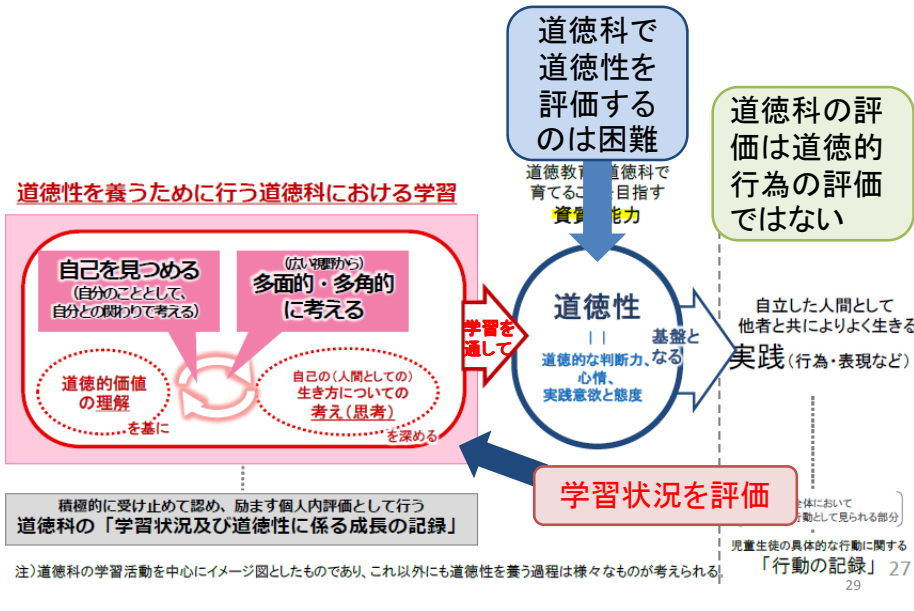
児童氏名	学校名	区分	学年	学年					
				1	2	3	4	5	6
				各教科の学習の記録					
				I 観点別学習状況					
国語	国語への関心・意欲・態度								
国語	話す・聞く能力								
国語	書く能力								
国語	読む能力								
国語	言語についての知識・理解・技能								
社会	社会的事象への関心・意欲・態度								
社会	社会的な思考・判断・表現								
社会	観察・資料活用技能								
社会	社会的事象についての知識・理解								
算数	算数への関心・意欲・態度								
算数	数学的な考え方								
算数	数量や図形についての技能								
算数	数量や図形についての知識・理解								
理科	自然事象への関心・意欲・態度								
理科	科学的な思考・表現								
理科	観察・実験の技能								
理科	自然事象についての知識・理解								
生活	生活への関心・意欲・態度								
生活	活動や体験についての思考・表現								
生活	身近な環境や自分についての気付き								
音楽	音楽への関心・意欲・態度								
音楽	音楽表現の創意工夫								
				特別の教科 道徳					
				学年 学習状況及び道徳性に係る成長の様子					
				1					
				2					
				3					
				4					
				5					
				6					
				外国語活動の記録					
				学年 観点 5 6					
				コミュニケーションへの関心・意欲・態度					
				外国語への慣れ親しみ					
				言語や文化に関する気付き					
				総合的な学習の時間の記録					
				学年 学習活動 観点 評価					
				3					

画像は小学校児童指導要録のイメージ (中学校生徒指導要録、特別支援学校小学部・中学部の児童指導要録・生徒指導要録も同様)

道徳科の評価の在り方

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに関心を持っていたかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 発達障害等のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

道徳科の学習活動と評価のイメージ



一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか

- 道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしている
- 自分と違う立場や感じ方, 考え方を理解しようとしている
- 複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしている

など

道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうか

- 読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え, 自分なりに具体的にイメージして理解しようとしている
- 現在の自分自身を振り返り, 自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目している
- 道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で, 道徳的価値の理解をさらに深めている
- 道徳的価値の実現することの難しさを自分のこととして捉え, 考えようとしている

評価のための具体的な工夫例

- 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したもの
- 児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの
- 作文やレポート, スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程
- 児童生徒が行う自己評価や相互評価 など

組織的、計画的な評価の推進例

- 学年ごとに評価のために集める資料や評価方法等を明確にしておくこと
- 評価結果について教師間で検討し評価の視点などについて共通理解を図ること
- 評価に関する実践事例を蓄積し共有すること

妥当性

信頼性

自信

負担感
軽減

33

これから特に配慮すべきこと

- 授業中の発言がほとんどない。
- 文章表現が得意ではない。
- 表情にも表れにくい。

・授業でどのように見取っていくのかを校内で検討しておくことが必要

・授業者は、意図的に観察したり、指名したりして、評価できる根拠を集めることが必要

34

これから特に配慮すべきこと

そして、何よりも・・・

そのような児童生徒の評価ができる道徳科の学習をしっかりと行っていかなければならない。

・道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習

35

「主体的・対話的で深い学び」を
実現する授業改善

36

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

37

主体的・対話的で深い学びの実現

（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

- 【例】
- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組み、自分の学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
 - ・ 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できている

- 【例】
- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりとすることで自らの考えを広げる
 - ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
 - ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

【深い学び】

各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

- 【例】
- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組み
 - ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
 - ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

38

本県が目指す 広島版「学びの变革」

知識を活用して、
様々な人々と協働しながら、
解決策を見出し行動できる力 の育成を図る

主体的な学び



「何を知っているか」を重視した
知識ベースの学び

39

目指す授業

広島県教育委員会

文部科学省

学習者基点の学び

能動的な学び

深い学び

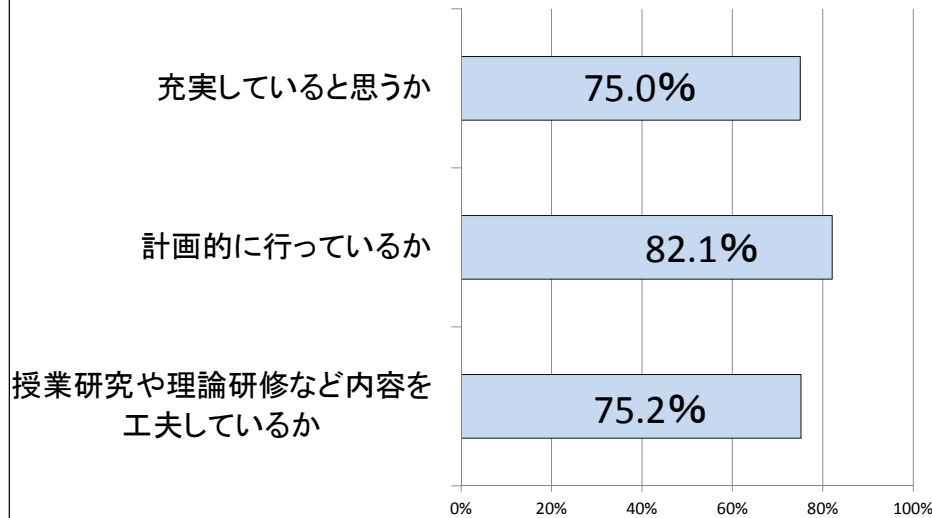
主体的な学び

対話的な学び

深い学び

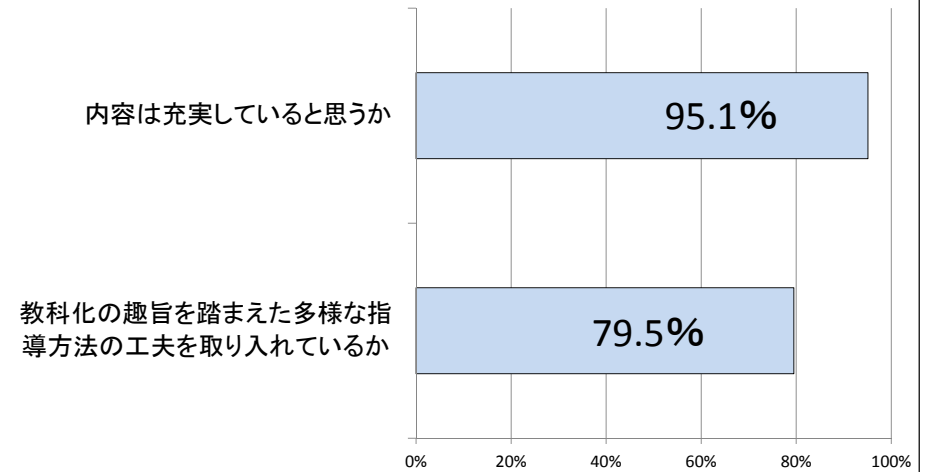
40

研修の充実



各市町道德教育推進協議会 参加者アンケート(広島市を除く) 41

道德の時間の工夫



各市町道德教育推進協議会 参加者アンケート(広島市を除く) 42

道德科における「深い学び」のある授業を展開するうえでの課題とは

- ・児童生徒の実態に基づいたねらい

児童生徒の実態に即した **ねらい**

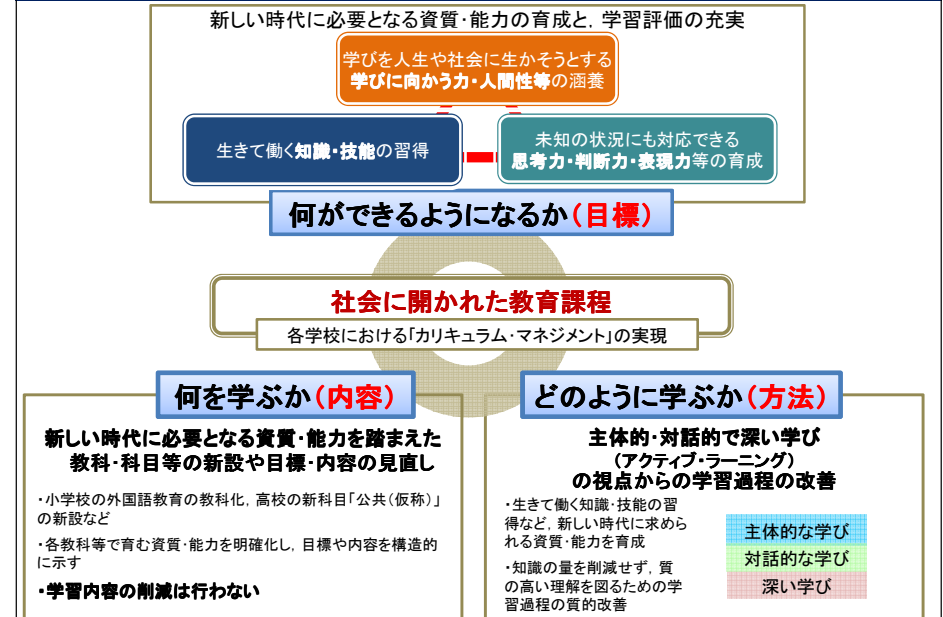
- ・児童生徒が主体的に学ぶ学習指導過程

考えさせたいことを明確にした **内容**

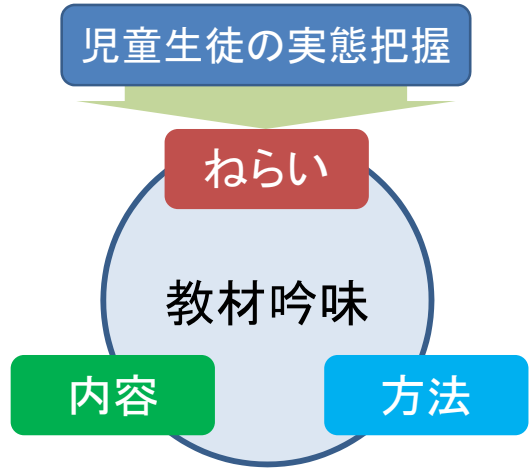
- ・多様な学習展開
- ・児童生徒同士の深い対話

ねらいに迫る多様な指導方法 **方法**

学習指導要領改訂の方向性



授業の企画, 構想



道徳教育の抜本的充実に向けた支援について

指導的な教員の研修

- 各地域で指導的な役割が期待される教員等への研修を実施
道徳教育指導者養成研修(独)教職員支援機構主催)中央+全国6カ所で開催

都道府県・指定都市等の取組への支援

都道府県教育委員会等が行う道徳教育の抜本的充実に向けた取組を支援

- 教員対象の研修会(道徳教育パワーアップ研修)
- 地域の特色を生かした道徳教材の作成(郷土教材)
- 家庭、地域との連携協力(「親子道徳の日」など) など

教員向け参考資料の充実

文部科学省で作成した授業映像による実践事例紹介、問題解決的な学習やいじめを扱う授業案などの各教育委員会提供の実践事例等を集めた、「道徳教育アーカイブ」をインターネット上で提供

道徳教育アーカイブ **検索**
<https://doutoku.mext.go.jp/>

家庭、地域等への周知

学習指導要領改訂についての保護者向けリーフレットの作成、配布(H29年度中)

授業のねらいや子供の実態に応じた工夫

「がんばった行事で結果を出せなかった」経験のある6年生の児童たちに、「なぜ主人公はがんばることができたのか」を問ひかける

形式的な理解にとどまりがちな4年生の児童に対して、心のこもった「礼儀」について考えて行動することができるよう、体験的な学習を設定する

卒業を間近にした中学3年生に充実した生き方を考えてもらえるよう、年度末に「自分にとっての幸せは何か」を考える授業を設定する

自分の意見を最後まで言えた、聞いてもらえたという思いから自尊感情を高めるために、少人数のグループで話し合う

一人一人の成長を丁寧に見取る学習評価の工夫

授業を振り返って感じたこと、考えたことを作文・ワークシートから読み取る

考えを視覚化するツールを使うことで、多面的、多角的に考えようとしていることを把握する

授業を重ね、ノートに考えを蓄積することで、どのように考え方が成長したかを把握する

授業で使ったワークシートを蓄積し、生徒自身が年間の授業を振り返られるようにする

授業映像+インタビューを合わせて一本20~30分程度でご覧いただけます。映像を見ながら「自分ならばこう工夫する」ということを話し合うような、「考え、議論する」校内研修にぜひご活用ください。

道徳教育アーカイブ **検索**

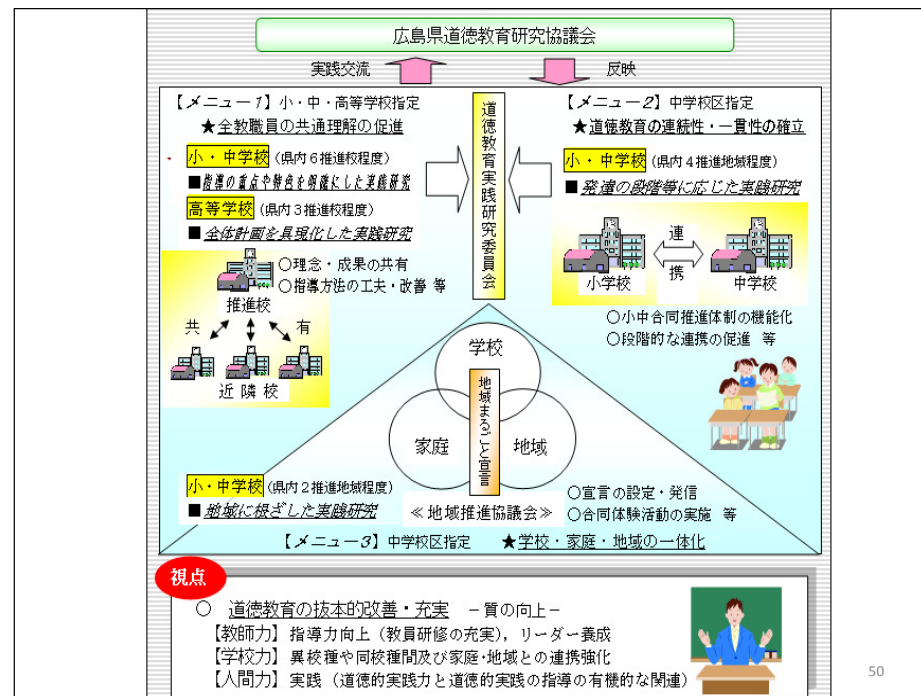


文部科学省委託 「道徳教育改善・充実」総合対策事業

文部科学省委託 「道徳教育改善・充実」総合対策事業

【目的】

平成27年3月27日の学習指導要領一部改正等において、従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と新たに位置付け、問題解決的な学習などの指導方法の工夫を問図ることが示されたことなどを踏まえ、**「考え、議論する道徳」**へと質的に転換を図るため、改正学習指導要領を踏まえる効果的かつ多様な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの地域の特色を生かした取組を推進する。



平成29年度推進校・推進地域

事務所	市町教委	学校		
X111X 1	西部	呉市	宮原中学校	
		廿日市市	津田小学校	
	芸北	安芸高田市	向原中学校	
		東部	尾道市	因北小学校
	世羅町		せらひがし小学校	
	北部	庄原市	西城小学校	
		福山市	鳳中学校	
	県立		黒瀬高等学校	
			音戸高等学校	
			西城紫水高等学校	
事務所	市町教委	中学校区	学校	
X111X 2	西部	竹原市	忠海中学校区	忠海中学校・忠海小学校
	東部	三原市	本郷中学校区	本郷中学校・本郷小学校・本郷西小学校
	北部	三次市	三良坂中学校区	三良坂中学校・みらさか小学校
X111X 3	西部	東広島市	福富中学校区	福富中学校・竹仁小学校・久芳小学校
		江田島市	江田島中学校区	江田島中学校・江田島小学校・切串小学校

道徳教育実践研究委員会(小中学校部会)

回	日時	会場	テーマ・講師
1	6月9日(金)	竹原市立 忠海小・中学校	「より質の高い道徳科の授業の創造 ～指導と評価の一体化を通して～」 東京学芸大学 教授 永田 繁雄
2	7月10日(月)	三原市立 本郷小学校	「道徳の時間における問題解決的な学習の工夫」 兵庫教育大学 教授 谷田 増幸
3	9月26日(火)	安芸高田市立 向原中学校	「いじめを防止するための道徳教育」 京都産業大学 教職課程教育センター長 柴原 弘志
4	11月20日(月)	庄原市立 西城小学校	「家庭や地域社会との連携による道徳教育」 広島大学大学院教育学研究科 教授 宮里 智恵
5	1月12日(金)	広島県庁	「道徳教育の研究の振り返りとまとめ」

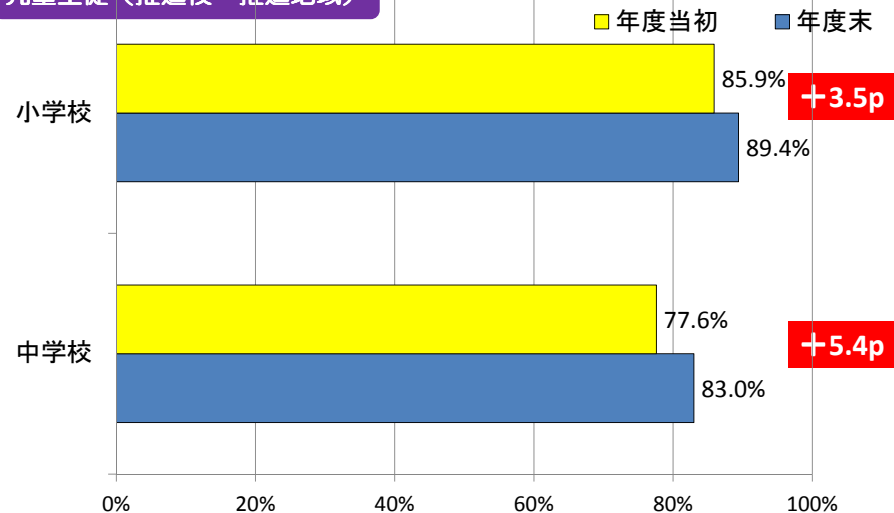
道徳教育実践研究委員会(高等学校部会)

回	日時	会場	内容	備考
1	6月9日 (水)	竹原市立 忠海小・中学校	【午前】事業説明等 【午後】公開授業、講演等 「より質の高い道徳科の授業の創造 ～指導と評価の一体化を通して～」 東京学芸大学 教授 永田 繁雄	小中高 合同
2	7月13日 (木)	広島県立 音戸高等学校	・推進校における実践交流及び協議 ・音戸高等学校の校内研修と合同開催	高校 のみ
3	10月30日 (月)	広島県立 西城紫水高等学校	・推進校における実践交流及び協議 ・西城紫水高等学校の研究会と合同開催	高校 のみ

53

「道徳の時間」では、自分のことを振り返りながら考えている

児童生徒（推進校・推進地域）

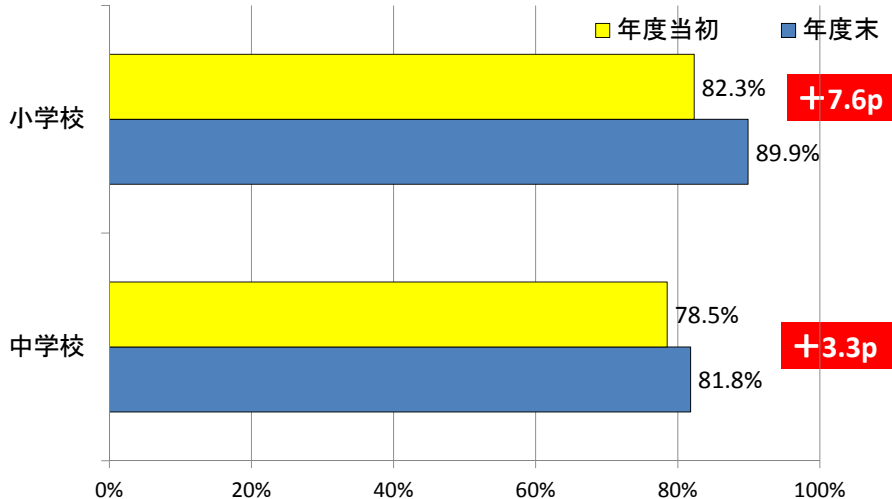


【「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査】

54

「道徳の時間」では、友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりしている

児童生徒（推進校・推進地域）

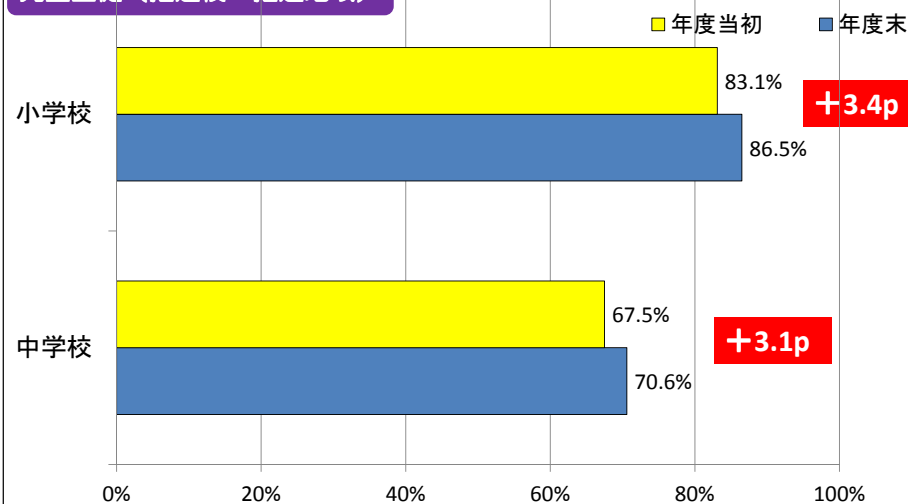


【「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査】

55

「道徳の時間」で勉強したことを自分の生活に生かしている

児童生徒（推進校・推進地域）

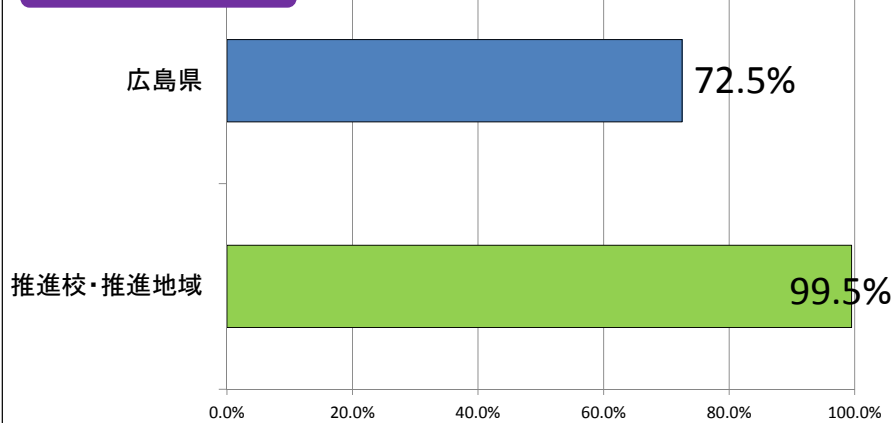


【「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査】

56

道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)は、校務分掌上機能していると思う。

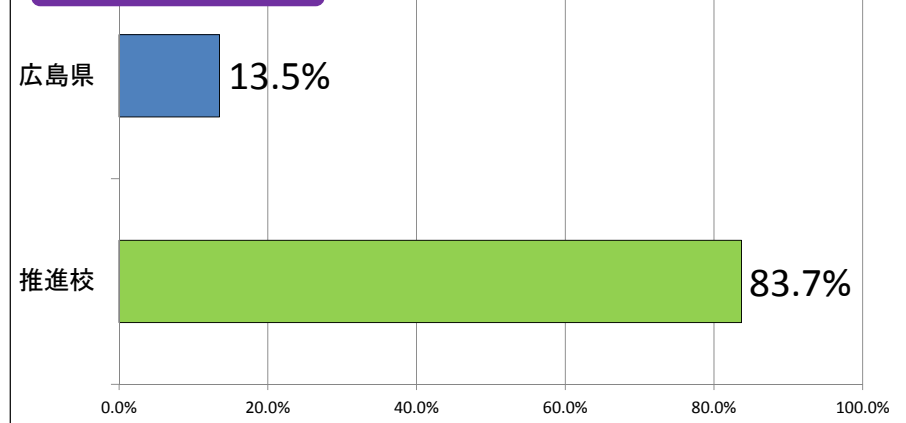
教職員(小・中学校)



「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査
各市町道徳教育推進協議会 参加者アンケート(広島市を除く) 57

道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)は、校務分掌上機能していると思う。

教職員(高等学校)



「道徳教育改善・充実」総合対策事業 意識調査
高等学校道徳教育推進協議会 参加者アンケート 58

来年度より小学校の全面実施です！
広島県道徳教育の一層の充実を



発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「**考え、議論する道徳**」へと転換を図り、道徳科における「**深い学び**」のある授業を目指して取り組みましょう！



- 【参考】
- 小・中学校学習指導要領解説 総則編
 - 小・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編
 - 平成29年度道徳教育指導者養成研修(ブロック別指導者研修)行政説明資料
 - 平成29年11月14日 小学校・中学校道徳教育指導主事連絡協議会 配付資料
 - 平成29年度「ひろしま教育の日」フォーラム 基調講演資料
 - 平成29年度 広島県教育資料
 - 【改訂版】道徳教育改善・充実のための道徳教育研修ハンドブック